



トラック広報



トピックス

- ◎ 整備管理者定期研修
- ◎ 過労死等防止対策セミナー
- ◎ 過積載防止運動強化月間
- ◎ 全ト協表彰規程による表彰

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



目次

2024 10

1. 整備管理者定期研修の実施について	1
2. 令和6年度過労死等防止対策セミナー	3
3. 「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会	5
4. 長崎県内企業の働き方改革推進に係る意見交換会の開催	6
5. 長崎県過積載防止運動強化月間について	8
6. 行政だより	
○ 貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について	12
○ 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について	16
○ 長崎県最低賃金の改正にかかる周知・広報について	17
7. 全ト協だより	
○ 「全ト協表彰規程による表彰」の推薦について	18
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	21
○ 軽油価格の調査結果（7月分）	22
8. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	23
9. 協会だより	
○ 第2回総務委員会の開催状況について	29
○ 第2回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について	30
○ 令和6年度第1回自動車運送事業者自動車無事故表彰について	31
○ 「引越基本講習・引越管理者講習」の開催状況について	32
○ 高齢運転者安全運転研修の開催状況について	33
○ 令和6年度助成事業について	34
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	36
10. ドライバー体験記 ～ドライバーの健康管理と管理者の使命～	39
11. 陸災防だより	
○ 安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナーの開催状況について	40
○ 技能講習のお知らせ	41
○ 陸運と安全衛生	42
12. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	47
13. 諫早T・Sのご案内	49

表紙写真：長崎くんち 長崎県長崎市（諏訪神社、中央公園、お旅所）

長崎くんちは、長崎の氏神「諏訪神社」の秋季大祭で、毎年10月7日から3日間、町を挙げて催されます。寛永11年（1634年）に、二人の遊女が諏訪神社前に謡曲「小舞」を奉納したことが長崎くんちの始まりとされています。奉納踊には異国趣味のものが多く取り入れられ、昭和54年には、国指定重要無形民俗文化財に指定されています。長崎伝統芸能振興会は、長崎市の経済発展と観光事業振興の一翼を担う、「長崎くんち（神事を除く）」の円滑なる運営と振興を促進し「演し物」の保存育成を図ることを目的として設立・運営しています。

整備管理者定期研修の実施について

九 運 長 分 466号

令和 6 年 9 月 5 日

公益社団法人 長崎県トラック協会会長 殿

九州運輸局 長崎運輸支局長

整備管理者定期研修の実施について

標記研修を下記計画表のとおり実施しますので、関係事業者に対する通知並びに本研修についてご協力をお願いします。

記

1 研修日時及び場所

(1) 定期研修

期日・時間	開催地	場所（会場）
令和 6 年 11月18日(月) 14：00～16：30	大村市 定員150名程度	大村市 中央公民館 (コミュニティーセンター) 大会議室 大村市幸町25-33 0957-54-3161

※受付13：00～

注意事項

- ・事前に申込みが必要ですので、必ず期間内にお申込み下さい。申込みの無い方の受講はお断りいたします。(当日、申込者を変更して受講することもできません。)
- また、送付された申込書に対する受理の連絡は致しません。
- ・定員数に達した時点で申込みの受付を終了します。

※広報11月号にて次回の定期研修日時を掲載予定です。

2 定期研修の申し込み問合せ先

長崎県トラック協会 業務課

Tel 095-838-2281 Fax 095-839-8508

【定期】

令和6年度整備管理者定期研修申込書

会社名			
申込責任者			
連絡先	住所		
	電話 ()	-	
	FAX ()	-	

受講希望日	(ふりがな) 受講者氏名	現在の職名 (○印をする)	手帳 (○印をする)
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
月 日	()	1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無

※ ご提出いただいた個人情報については、整備管理者定期研修にかかる業務以外に使用致しません。

《送付先》長崎県トラック協会 FAX: 095-839-8508

「令和6年11月11日(月)必着」

本セミナーは、2025年度安全性評価事業(Gマーク制度)における加点対象のセミナーとなります。
更新対象の事業所におかれましては、受講を強くお勧めします。

令和6年9月17日

各 位

公益社団法人 長崎県トラック協会
会 長 馬 場 邦 彦
(公 印 省 略)

令和6年度 過労死等防止対策セミナー ～健康起因事故の削減を目指して～

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、事故防止等に関する各種施策を実施しておりますが、昨年度に引き続き、標記セミナーを実施いたします。

本セミナーでは、過労死等や健康起因事故の現状を知り、ドライバーが健康であるために、管理者がどうドライバーに生活習慣の改善等を促すか手法を考え、学びます。

また、健康管理対策取り組み状況チェックリスト等を用いた小集団による意見交換を通じて、自社の取り組みレベルを把握するとともに、他社の健康管理に関する取組の好事例などから新たな気づきを得ることができ、さらに、受講者がセミナーで使った資料を自社のドライバーへの教育に展開・活用することで事業者の取り組みを促し、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を図ることといたします。

つきましては、ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

記

1. 日 時 令和6年11月21日(木) 13:30～16:30
2. 場 所 アルカスSASEBO 中会議室 (長崎県佐世保市三浦町2—3)
3. 講 師 SOMPOリスクマネジメント㈱
モビリティコンサルティング部 土屋 隆司 氏
4. 内 容
 - (1) 過労死等と健康起因事故の現状と国の動向、生活習慣の改善の必要性・重要性(座学)
 - (2) トラックドライバーの生活習慣改善方法を考える(グループワーク)
 - (3) 健康チェックシートの使用方法和解説(個人ワーク・座学)
 - (4) 健康管理の取り組み確認について(グループワーク)
 - (5) 健康管理の取り組み状況 資料集の解説(座学)
5. 対 象 者 経営者及び運行管理者等
6. 募集人数 定員60名(申込期限:先着順。定員になり次第締め切ります)
7. 締 切 日 令和6年11月8日(金)まで
8. 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、記載のFAX番号までお申し込みください。
9. 当日持参するもの等 名刺2枚・筆記用具
10. 主 催 (公社)全日本トラック協会、(公社)長崎県トラック協会
11. そ の 他 本セミナーは、Gマーク申請の加点対象です(管理者・ドライバーともに3点)。

長崎県トラック協会 業務課 あて
FAX 095-839-8508

令和 年 月 日

令和6年度過労死等防止対策セミナー
～健康起因事故の削減を目指して～
参加申込書

日時 : 令和6年11月21日(木) 13:30～16:30
場所 : アルカス佐世保 中会議室(長崎県佐世保市三浦町2-3)

事業所 支店・営業所名		
所在地		
受講者 ①	所属・役職	
	氏名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏名	

〈締切日〉 令和6年11月8日(金曜日)

※ ただし、定員60名になり次第、締め切らせていただきます。

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

「トラック物流2024年問題」

に関するオンライン説明会【第14回】開催

開催日時：令和6年10月25日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

問題意識等登録ページ

<https://forms.office.com/r/Zhrmu9Dxt2>

※参加にあたり事前の登録は不要ですが、問題意識、ご意見・ご質問を専用フォームから登録いただければ幸いです。

(ご提供している情報(一部))

- ・物流効率化法、貨物自動車運送事業法改正の内容
 - ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
 - ・トラック運送の原価計算、価格交渉(運賃交渉)ノウハウ・事例紹介
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

直接参加用
二次元バーコード

今月のトピック (国交省・経産省・農水省3省審議会合同会議情報)

令和6年8月26日(金)上記会議の第2回が開催され「取りまとめ案(現時点のたたき台)」が示されました。

その中から「貨物自動車運送事業者等の(努力義務)判断基準等について」、「荷待ち時間」と「荷役等時間」の算定方法について」を抜粋してご案内します。

貨物自動車運送事業者等の判断基準等について(改正物効法第35条7)

貨物自動車運送事業者等の判断基準等については、以下の事項を取組の例として盛り込むこととする。なお、以下の事項による取組が目標達成に対し業界特性その他の事情により有効でない場合は、これによらないことも可能とする必要がある。

- 積載率の向上等に関する事項については、以下の事項とする。
 - ・複数の荷主の貨物の積合せにより輸送網を集約すること。
 - ・過疎地域などトラックドライバーが不足している地域において配送を共同化すること。
 - ・求貨求車システム等を活用した帰り荷(復荷)の確保により、実車率の向上を図ること。
 - ・配車・運行計画の最適化に資するシステムを導入すること。
 - ・運送ごとの貨物の総量の増加のため、輸送量に応じた大型車両の導入を行うこと。
- ①及び関係事業者の取組の実効性確保に資する事項については、以下の事項とする。
 - ・トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間を把握し、荷主等が荷待ち・荷役等時間を把握することが難しい場合に情報提供すること。なお、トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間の把握に当たっては、デジタルコグラフ等のデジタル技術の活用努めること。
 - ・関係事業者(荷主、倉庫業者等)がトラック予約受付システムを導入している場合は、そのシステムを利用すること。
 - ・荷主が指示した時刻・時間帯よりも理由なく必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着しないよう、効率的な配車・運行に努めること。
 - ・取引先に対して、標準仕様パレットの活用、共同輸送のための個建て運賃の導入、リードタイムに応じた運賃設定などの提案を行うこと。
 - ・関係事業者との連携を図るとともに、必要に応じて取引先に対して協力を求めること。
 - ・物流情報標準ガイドラインへの準拠など物流データの標準化に取り組むこと。
 - ・テールゲートリフターの導入、荷捌き施設の整備など積載率の向上等に伴うトラックドライバーの積卸し作業の負荷軽減を図ること。
 - ・積載率の向上等に当たっては、トラックの過積載など事業の正常な運営が阻害されないよう、関係法令を遵守すること。

「荷待ち時間」と「荷役等時間」の算定方法について

○改正物効法では、荷主・物流事業者等が物流効率化のために取り組むべき措置の実施状況の評価の前提となる「荷待ち時間」と「荷役等時間」の算定方法を国が省令で定めることとされている。

○「荷待ち時間」と「荷役等時間」の具体的な算定方法は以下のとおりとする必要がある。

(1) 荷待ち時間については、以下のとおりとする。

- 到着時刻・時間帯の指示がない場合 トラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着した時刻(到着後速やかに受付等を行う場合はその時刻)から荷役等の開始時刻までとする。
- 到着時刻・時間帯の指示があった場合 トラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に、指示された到着時刻・時間帯の始期よりも前に到着した場合は、指示時刻等から荷役等の開始時刻までとする。トラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に、指示された到着時刻・時間帯内に到着した場合は、当該到着時刻(到着後速やかに受付等を行う場合はその時刻)から荷役等の開始時刻までとする。ただし、トラックドライバーの都合で指示時刻等を過ぎた場合については、荷待ち時間として計測しない。

(2) 荷役等時間については、以下のとおりとする。

- トラックドライバーが行う荷役、検品、荷造り、入庫・出庫、棚入れ・棚出し、仕分け、商品陳列、ラベル貼り、代金の取立て・立替えなど、トラック事業に附帯する業務の開始時間から終了時間までとする。
 - 荷卸しと荷積みとを並行して行うケースや帰り荷(復荷)の積込みを行うケース、輸送用機器を持ち帰るケースなど、1つの施設内で荷卸しと荷積みの両方を行う場合は、積載率の向上等に向けた事業者の取組を阻害しないよう、荷卸しと荷積みを別々に計測することも許容することとする。
- また、荷待ち時間等については、トラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着した後速やかに受付等を行わずに業務上の指示等により休憩する時間は除外するが、迅速に車両を動かせるような状態での待機や荷役作業中の立ち会いが要求されているなど、業務から完全に離れることができず、実質的に休憩がとれていない時間は、これらの計算から除外しないことを明確化して運用する。
- なお、トラックドライバーによる荷待ち時間等の計測については、現状、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第8条において大型トラック(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上)が対象とされている荷待ち時間・荷役作業等の記録の義務付けについて、義務付けの範囲の拡大が検討されている。

長崎県内企業の働き方改革推進に係る意見交換会の開催 ～物流の2024年問題への対応と課題～

働き方改革関連法において、令和6年4月から、時間外労働の上限時間の適用が猶予されていた運送業にも適用が開始され、同時に、自動車運転の労働時間等の改善のための基準（いわゆる改善基準告示）の改正によるドライバーの拘束時間等の規制が強化されたことで、国内の物流に影響が生じ得ると懸念されているいわゆる「物流の2024年問題」について、長崎県内の企業においても当該課題をクリアするため、様々な取り組みが検討されているところです。

本意見交換会は、物流の2024年問題の課題等に積極的に取り組む企業等の事例の紹介及び関係行政機関の施策について、意見交換を実施して情報発信することで、働き方改革の推進に関する社会的機運の醸成を図ることを目的とするものです。

<実施日時・場所>

令和6年11月6日（水）14時～（13時30分受付開始）

長崎労働局 大会議室（長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル8階）

<参加組織> ※順不同

（運送企業サイド）

- ・有限会社長崎水産運輸
- ・公益社団法人長崎県トラック協会

（行政機関サイド）

- ・国土交通省九州運輸局 長崎運輸支局
- ・長崎労働局長、労働基準部長ほか
- ・長崎働き方改革推進支援センター 所長

（オブザーバー）

- ・東京九州フェリー株式会社

※一部変更になる場合があります。

<次第>

時間	内容	担当
14時00分～14時05分	開会の挨拶	長崎労働局長
14時05分～14時15分	物流の2024年問題の説明	長崎労働局
14時15分～14時30分	運送企業等の取り組み紹介	有限会社長崎水産運輸 東京九州フェリー株式会社
14時30分～14時40分	業界団体の支援状況	長崎県トラック協会
14時40分～14時50分	国土交通省の取り組み紹介	九州運輸局長崎運輸支局
14時50分～15時00分	長崎労働局の取り組み紹介	長崎労働局労働基準部長
15時00分～15時25分	意見交換	
15時25分～15時30分	閉会の挨拶	長崎労働局長

※担当、時間配分、紹介順等は当日までに変更になることがあります。

<実施方法>

- ① 公開形式で実施予定であり、一般企業（労務管理関係者）及びメディア関係者の傍聴は可とする（傍聴の申し込み方法は下記参照）。
- ② 企業及び行政から、働き方改革にかかる取り組み内容をプレゼンテーションにより PR いただき、参加者との意見交換を実施
- ③ 意見交換後は、プレゼンテーション資料等を長崎労働局 HP で公表し周知する予定。

<傍聴申し込み方法>

- ① 対象者は、報道機関関係者、企業の労務管理担当者を想定しています。
- ② 令和6年11月5日（火）17時までに下記 Web サイト若しくは二次元コードから申し込みをお願いします。期限を超過しての申し込みは受け付けませんのでご了承ください。
- ③ 傍聴席数は先着 30 席を予定しており、傍聴者数が上限に達した段階で申し込みを終了させていただきますのでご了承ください。

<傍聴申し込み先>

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MzM5Nw==/62369b41de7946d28403ccce5b78685>



<注意事項>

意見交換会中は、私語や意見交換の妨げとなる発言等はしないようお静かに傍聴いただくようお願いいたします。

【本件にかかる問い合わせ先】

長崎労働局労働基準部監督課

TEL : 095-801-0030

令和6年度 長崎県過積載防止運動強化月間

10月1日(火)～31日(木)

「事故『0』へ、積み過ぎは
☆しない ☆させない ☆たのまない」

—— 合同指導取締を強化 ——

過積載運行は、重大な交通事故の発生をはじめ道路渋滞の増加、騒音、振動、排気ガス等による交通公害、道路の損壊とさまざまな弊害をもたらし、大きな社会問題となっています。

長崎県過積載防止対策連絡会議による本運動も第43回を数え、この間に全事業者・全ドライバーが「輸送秩序確立運動」をはじめ、あらゆる機会を捉え過積載防止を展開して参りました。

会員事業所におかれては、「しない、させない、たのまない」のスローガンのもと定量積載による安全運行を遵守していただき、本運動への積極的かつ効果的な取り組みを実践していただくようお願いいたします。

荷主の皆様へ

- ◎10月は過積載防止強化月間です。
- ◎荷物の積み過ぎは、悲惨で重大な交通事故を招きます。
- ◎「計画出荷」・「取引慣習の改善」にご理解・協力をお願いします。
- ◎運送契約の「重量明記」励行を!
- ◎荷主・荷受人等は、運転者に過積載運転の要求をしてはいけません。



トラック運転手の皆さん

過積載禁止



令和6年度長崎県過積載防止運動 強化月間実施要綱

長崎県過積載防止対策連絡会議

1 趣 旨

トラック輸送は、貨物輸送トン数ベースで国内輸送の約9割を担う輸送機関であり、国民生活の安定と産業活動の発展に必要不可欠なものとなっているが、反面、需要の多様化、高度化に伴う競争の激化とともに、過積載運行を含む輸送秩序の乱れ、交通死亡事故や道路渋滞等の増加、騒音、振動、排気ガス等による交通公害や環境悪化など社会的問題をもたらしている。

長崎県過積載防止対策連絡会議（以下連絡会議と略す。）は、交通を取り巻く諸問題解決の一端として、行政機関・実施団体が貨物自動車の過積載運行を撲滅する運動を推進することにより、交通事故防止を目指すものである。

2 運動期間

令和6年10月1日から令和6年10月31日まで1ヶ月間とする。

3 スローガン

『事故「0」へ、積み過ぎはしない、させない、たのまない。』

4 実施機関・団体等

長崎県

長崎県警察本部

九州地方整備局 長崎河川国道事務所

九州運輸局 長崎運輸支局

西日本高速道路株式会社 九州支社 長崎高速道路事務所

公益社団法人長崎県トラック協会

5 運動推進要領

(1) 連絡会議が実施する事項

- ①運動期間中の諸行事を企画、推進するとともに連絡・調整にあたる。
- ②懸垂幕を掲示すると共に、広報掲示物（ポスター、パンフレット等）を作成する。
- ③関係機関・団体等へ運動協力、広報掲示物の掲示要請、機関紙・会報への掲載依頼等啓発の推進及び一般への広報を行う。
- ④関係荷主及び団体あての過積載防止の協力要請（別紙文書）を行う。

(2) 行政機関及び団体が実施する事項

〔長崎県〕

- ①関係機関団体への啓発活動を行う。
- ②県管理道路情報板（電光板）を利用した広報活動を行う。
- ③ポスター掲示や道路情報板等を利用し、一般への広報を行う。

〔長崎県警察本部〕

- ①過積載運転の取締りを強化する。
- ②道路交通法第58条の4「過積載車両に係る指示」の徹底を図る。
- ③道路交通法第108条の34「使用者に対する通知」の徹底を図る。
- ④事業所に対する交通安全教育の推進を図る。

〔九州地方整備局 長崎河川国道事務所〕

- ①過積載車の合同街頭取締りを実施する。
- ②ポスター等を掲示し、一般への広報を行う。

〔九州運輸局 長崎運輸支局〕

- ①過積載車の合同街頭取締りを実施する。
- ②街頭検査の際、過積載を助長する荷台等の集中的取締りを行う。
- ③運行管理者講習会等の機会を利用し意識の高揚を図る。
- ④ポスター・電光掲示板を掲示し、一般への広報を行う。

〔西日本高速道路(株)九州支社 長崎高速道路事務所〕

- ①法令違反車両取締りを随時実施する。
- ②ポスター等を掲示し、一般への広報を行う。

〔(公社)長崎県トラック協会〕

- ①「過積載防止」月間広報ポスターの作成。
- ②機関誌「ながさきトラック広報10月号」に掲載し全事業所への周知を図る。
- ③過積載街頭取締りへの参加協力を行う。
- ④適正化事業の巡回指導において過積載防止の重点指導を実施する。

長崎県過積載防止対策連絡会議
長崎県
長崎県警察本部
九州地方整備局長崎河川国道事務所
九州運輸局長崎運輸支局
西日本高速道路株式会社九州支社
長崎高速道路事務所
(連絡協議会公印省略)

令和6年度過積載防止運動強化月間の実施について

拝啓 貴社におかれましては、益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

平素から道路、交通、運輸行政に対するご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車の過積載による違法運行については、重大事故への起因の懸念と併せ、道路・橋梁等への損傷要因にもなることから、その防止につき、これまで各般の対策を講じてきたところであります。

長崎県における過積載運行は、平成6年5月の道路交通法の改正施行を機会に大幅な重量超過については減少しているものの、依然として過積載運行が見受けられる状況にあります。

このため当会議では、尚一層の運動の充実拡大を図るべく10月の1ヶ月間を実施期間として、本年度も過積載防止運動強化月間を実施することとなりました。

過積載の防止は運輸事業者による自助努力が第一ですが、何よりも荷主皆様のご理解、ご協力がなければ違法運行の一扫は程遠いものであります。

つきましては、本運動を推進するにあたり、貴社におかれましても趣旨をご理解いただき、良質で円滑な輸送サービスの提供の為、計画的出荷や運送契約時の重量明示、さらには、取引慣習の改善等々、具体的でかつ実効ある過積載防止策について特段の御協力方をお願いするものであります。

なお、過積載防止の啓発ポスターを同封いたしましたので、期間中掲示板等に掲示していただきますよう重ねてお願いいたします。

(事務局) 九州運輸局 長崎運輸支局 (輸送・監査担当)
〒851-0103 長崎市中里町 1368 番地
TEL 095-839-4747 (カイクス2)

行政だより

貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について

標記の件について、国土交通省より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

国自貨第278号の2
 国自安第50号の2
 国自情第121号の2
 国自整第112号の2
 令和6年8月30日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 貨物流通事業課長
 安全政策課長
 自動車情報課長
 自動車整備課長
 (公印省略)

貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、(関東・近畿)自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達を発出したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

全ト協発第310号(企)
 令和6年9月18日

都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
 会長 坂本 克己

貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の電子商取引の増大により、宅配荷物の急激な増加、荷物の「小口・多頻度」化、繁忙期に限定されない突発的な運送需要の増大が生じていることで、貨物自動車運送事業者における車両、運転者の配置管理はこれまでより緻密な管理が必要となっていることから、運行管理、整備管理のDX化を前提とした運転者、車両の柔軟な運用を認めることについて、別添のとおり、国土交通省より通達が発出されましたので、関係通達とともにお送りさせていただきます。

また、本通達の適用に伴い、一定期間(30日以内)に限って業務の応援のため同一事業者の他の営業所に運転者又は事業用自動車の移動を実施する場合には、別添の国土交通省通達(国自貨第278号他)の運用方針に基づく条件を満たす場合において、増減車に係る事業計画の変更等、行政機関への事前の届出は不要となります。

なお、本通達の適用に伴い、「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」(平成5年11月10日付け自貨第97号、自管第79号、自整第270号、自環第333号)は、廃止されますので、貴協会会員事業者に対し周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 「貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について」
 (令和6年8月30日 国自貨第278号、国自安第50号、国自情第121号、国自整第112号)

別添

国自貨第 278 号
国自安第 50 号
国自情第 121 号
国自整第 112 号
令和 6 年 8 月 30 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
（関東・近畿）自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車情報課長
自動車整備課長
（公 印 省 略）

貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について

今般、電子商取引の増大により、宅配荷物の急激な増加、荷物の「小口・多頻度」化、繁忙期に限定されない突発的な運送需要の増大が生じていることで、貨物自動車運送事業者における車両、運転者の配置管理はこれまでより緻密な管理が必要となっている。このため、運行管理、整備管理の DX 化を前提とした運転者、車両の柔軟な運用を認めることで、貨物自動車運送事業者における運転者及び車両の配置管理の負担軽減を図るべく、標記事項を実施することとした。

については、標記事項に関する実施要領を下記のとおり定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。また、この旨管轄区域内の各運輸支局への周知徹底も併せて図られたい。

なお、別添のとおり（公社）全日本トラック協会あて通知済みであるので念のため申し添える。

また、標記事項に関する実施要領策定に伴い、「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」（平成 5 年 11 月 10 日付け自貨第 97 号、自管第 79 号、自整第 270 号、自環第 333 号）は本通達をもって廃止する。

記

1. 基本的考え方

一般貨物自動車運送事業者が、一定期間に限って業務の応援のため同一事業者の他の営業所に運転者又は事業用自動車の移動を実施する場合には、以下の運用方針により行うものとする。

なお、当該事業用自動車（以下「移動車両」という。）については、移動元営業所に配置されているものとし、増減車に係る事業計画の変更の届出は不要とする。よって、営業所に配置する事業用自動車の数の変更には当たらず、使用の本拠の位置に変更があったとは認められないことから、道路運送車両法に基づく変更登録の申請の手続きは不要とする。

また、移動先営業所が不利益処分により事業計画の拡大が出来ない期間においては、本通達は適用できないものとする。

2. 運用方針

- (1) 「一定期間」は、30日以内とし、連続した本通達の適用は認めない。また1年間で本通達の適用を実施する上限は120日間とする。
- (2) 同時に同一営業所から移動する運転者数及び車両数の合計は、移動元営業所の選任運転者数及び配置車両数のそれぞれ5割を超えないこと。
- (3) 移動元営業所から移動した運転者（以下「移動運転者」という。）及び移動車両に係る必要な情報（移動運転者の運転者等台帳、指導及び監督の実施に関する記録、健康状態に関する記録、点呼の記録、業務の記録、運行記録計による記録、移動車両の自動車検査証（券面記載情報）、点検整備記録を含む）が、移動時に移動先営業所に共有されていること。ただし、2.（4）の「運行管理」をすべて移動元営業所で行う場合、移動運転者の運転者等台帳及び移動車両の自動車検査証（券面記載情報）を移動時に移動先営業所に共有すればよいものとする。
- (4) 「運行管理」は、原則、移動元営業所で行うものとするが、移動先営業所において運行管理業務の履行補助（点呼等）を行うことを認める。後者の場合、移動先営業所は、その状況についてその都度電磁的記録により移動元営業所に共有すること。また、対面によらない点呼を行う場合は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）及び「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」に則り点呼を実施すること。なお、移動するにあたっての留意事項を以下①～②に示す。
 - ① 移動運転者が移動先営業所の管理下での運行に係る主な道路の状況及び交通の状況を十分に把握できていない可能性がある場合にあっては、必要に応じて当該状況を移動元営業所と移動先営業所の間で共有し、安全に運転するために留意すべき事項を事前に指導すること。

- ② 移動運転者が移動先営業所の運行管理者又は補助者と対面又は点呼告示において規定する方法で点呼を実施した場合は、移動元営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとし、貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成6年3月29日付け国自貨第278号、国自安第180号、国自整第281号）第18条第5項の規定に準じて行うものとする。
- (5) 「整備管理」は、原則、移動元営業所で行うものとするが、移動先営業所において整備管理業務の履行補助（日常点検等）を行うことを認める。後者の場合、移動先営業所はその状況についてその都度電磁的記録により移動元営業所に共有すること。なお、移動するにあたっての留意事項を以下①～③に示す。
- ① 整備管理を実施するための規程の内容は、関係する営業所間で管理が繁雑とならないよう配慮するとともに、一定期間移動するにあたって必要な内容となっていること。
- ② 移動車両は移動先営業所の自動車車庫に留め置くことから、車両全てを収容できる広さを有するものでなければならない。
- ③ 移動先営業所が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第14号）第6条第1項及び第8条第1項に規定する特定地域内に存する場合には、同法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。
- (6) 移動車両の状況を容易に把握できるよう、移動期間及び移動車両を特定する情報（自動車登録番号等）を関係する営業所において直近1年間保存すること。
- (7) 上記各号に係る業務については、その対象営業所や、運行管理及び整備管理の方法について、運行管理規程及び整備管理規程に明確に定めること。また、移動運転者に関する運行管理の責任及び移動車両に関する整備管理の責任は移動元営業所が負うものとする。

3. 違反行為の防止

- (1) 上記2各号が適切に実施されるよう、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）との連携を一層緊密にされたい。
- (2) 地方実施機関からの通報等により、上記2各号のいずれかに反する行為を行っていると疑われる事業者に対しては、必要に応じ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第60条第1項の規定による報告の徴収又は同条第4項の規定による立入検査を行うこととする。
- (3) (2)のほか、監査等により、上記2各号のいずれかに反する事実が確認された場合には、違反営業所に対し、貨物自動車運送事業法第33条に基づく処分等を厳正に行うこととする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

今般、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長、安全政策課長、自動車整備課長の連名により、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部が改正され、全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

【主な改正点】

飲酒運転に係る行政処分基準の強化に伴い、以下の点が新設

●指導監督義務違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施（初違反：100日車、再違反：200日車）

●点呼の実施違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施（初違反：100日車、再違反：200日車）

勤務時間等告示の遵守違反、点呼の未実施について、処分量定の引上げ

●勤務時間等告示の遵守違反

○改正前

未遵守計16件以上（初違反：20日車、再違反：40日車）※最大

○改正後

未遵守計6件以上（初違反：未遵守1件当たり2日車、再違反：未遵守1件当たり4日車）※違反件数に比例した処分の導入

●点呼の未実施

○改正前

未実施50件以上（初違反20日車、再違反40日車）※最大

○改正後

未実施20件以上（初違反：未実施1件当たり1日車、再違反：未実施1件当たり2日車）※違反件数に比例した処分の導入

※詳細につきましては、全ト協ホームページに掲載されております。

[トップページ](#)>[会員の皆様へ](#)>[安全対策](#)>「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

長崎県最低賃金の改正に係る 周知・広報について（依頼）

標記の件について、長崎労働局より周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

長労発基0912第1号
令和6年9月12日

各団体の長 殿

長崎労働局長

長崎県最低賃金の改正に係る周知・広報について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長崎県最低賃金につきましては、現在「1時間898円」と定められておりますが、今般、長崎県最低賃金審議会の答申を受け、最低賃金法第12条に基づき長崎県最低賃金を「1時間953円」（55円引上げ）とする改正の決定を行い、令和6年10月12日(土)から発効することとなりました。

また、「長崎県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。したがって、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の取り扱いについては、令和6年10月11日までは、改正前の長崎県最低賃金が適用されますが、令和6年10月12日以降は改正後の長崎県最低賃金が適用されることとなるため、時間額953円の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

このため、当局においては、新たな最低賃金額の履行確保のため、使用者及び労働者等に対し集中的に広報活動を展開することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、最低賃金額等の周知に関し、貴機関発行の広報誌・ホームページ等への記事掲載につきまして、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国においては賃金引上げを支援する「業務改善助成金」等の各種支援策（下記QRコード参照）を行っており、可能であれば併せて周知をお願いいたします。

賃金引き上げを支援する各種支援施策



使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

長崎県 時間額
最低賃金 **953円**
2024.10.12 から

お問い合わせ先 長崎労働局賃金室 ☎095-801-0033

全ト協だより

「全ト協表彰規程による表彰」の推薦について

全日本トラック協会において、例年のおり標記表彰が行われますので、下記により表彰該当者を推薦されるようお願いします。

記

1. **選考基準** 業務に精励し、成績優秀にして事業の発展に寄与した功績が顕著な者で、次の基準に該当するもの。

(1) 感謝状

- ①トラック運送事業及び運送取扱事業の役員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者
- ②事業者団体の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者

(2) 表彰状

- ①運転者として30年以上勤務し、成績優秀な者
- ②事業者団体の職員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者
- ③危難を顧みず職責を遂行し、又は、重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
- ④有益な発明、考案、改良又は研究を行い運送業務に著しい貢献をした者

2. **提出書類**

功績調書、履歴書、その他参考となる資料

3. **提出期日**

令和6年11月25日(月)までに県ト協(担当 本村)へ郵送または持込

※受章が決まりましたら来年度(令和7年度)の定時総会で表彰する予定です。

令和 年 月 日

功 績 調 書

協会名

1. 事業所の住所 及び名称 代表者氏名	
2. 被表彰候補者の ふりがな 役職 氏 名 生年月日	昭和・平成 年 月 日 生まれ
3. 推薦順位	
4. 推薦理由	
5. 賞罰、勤務成績、 素行等、参考と なる事項	

履 歴 書

現住所				
ふりがな				
氏 名		生年月日	年	月 日生
学 歴	年	月	最終学歴	卒業・修了
職 歴	自			
	至			
	自			
	至			
	自			
	至			
	自			
	至			
	自			
	至			
賞 罰				
上記の通り相違ありません。				
令和 年 月 日				
氏 名				
印				

近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和6年9月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現行（改定前）	改定後
1年以上～3年以内	1.65%	1.70%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2. 実施日

令和6年9月10日



軽油価格の調査結果（7月分）

7月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		125.79	116.40	127.90
全国(沖縄除)		124.65	115.30	125.20

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		129.16	116.35	128.90
出光昭和シェル		126.60	116.04	125.26
キグナス				
コスモ		124.00	115.75	138.00
その他		120.51	116.97	127.26

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		126.26	116.36	128.76
30～50キロ リットル未満			119.01	117.80
50～100キロ リットル未満		116.00	115.01	115.70
100キロ リットル以上			115.46	129.60

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		128.37	119.11	122.87
30～60日未満		123.97	116.37	128.68
60日以上		130.02	114.45	115.70

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年3月		125.57	115.44	126.91
2024年4月		127.24	117.06	126.67
2024年5月		126.34	116.97	125.63
2024年6月		126.74	117.52	127.30
2024年7月		125.79	116.40	127.90

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

【申込方法】

各実施機関のホームページから予約、または別紙の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXしてください。

(株)おんが自動車学校 FAX：093-293-2427 TEL：093-293-2359

(有)新西海自動車学校 FAX：0959-27-1778 TEL：0959-27-0136

(独法)自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所 TEL：095-821-8853

※自動車事故対策機構は、ホームページ（<https://www.nasva.go.jp/>）から、インターネットで予約システムにてご予約ください。

【受講手数料】

基礎講習：8,900円

一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）

なお講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いいたします。

【持ってくるもの】

運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守）
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書（※自動車事故対策機構のみ）

【受付時間及び講習時間】※講師等の都合により時間が変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
			日数	時間
おんが自動車学校	9：00～9：30	基礎講習	1日目	10：00～17：00 ※9：30～オリエンテーション
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：30
		一般講習	9：30～16：00	
新西海自動車学校	9：30～10：00	基礎講習	1日目	10：00～17：00
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：30
		一般講習	10：00～16：30	

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月29日(水)～31日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月18日(火)～20日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第3回	6月19日(水)～21日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所
第4回	7月1日(月)～3日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第5回	7月2日(火)～4日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第6回	11月6日(水)～8日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第7回	11月12日(火)～14日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第8回	12月3日(火)～5日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	50名	新西海自動車学校
第9回	【予定】1月29日(水)～31日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主 催	
第1回	4月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第2回	5月16日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第3回	5月28日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第4回	6月10日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第5回	6月13日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第6回	6月14日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校	
第7回	6月24日(月)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第8回	6月27日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	12名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第9回	7月5日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第10回	7月12日(金)	佐世保市「アルカス SASEBO 3階会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第11回	7月19日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第12回	7月24日(水)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校	
第13回	7月25日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第14回	7月30日(火)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校	
第15回	8月8日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校	
第16回	8月22日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第17回	8月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第18回	8月29日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第19回	9月3日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第20回	9月13日(金)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校	
第21回	10月10日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第22回	10月12日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第23回	10月17日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第24回	10月23日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第25回	10月31日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第26回	11月5日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第27回	11月7日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第28回	11月17日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校	
第29回	11月21日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第30回	12月2日(月)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第31回	12月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第32回	12月12日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	18名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第33回	12月18日(水)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第34回	1月10日(金)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第35回	1月30日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第36回	2月28日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

基礎講習 受講申込書

西暦 年 月 日

事業所名： _____

事業所〒： _____

事業所住所： _____

申込責任者： _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

申込責任者メールアドレス： _____ @ _____

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業用自動車の 運行管理者経験が 1年未満の者 (○印をする)	受講の目的 (○印をする)	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
②番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
③番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間
④番 _____ (西暦 年 月 日)	1年未満	1. 運行管理者選任要件を得る 2. 運行管理者試験資格取得 3. 補助者の選任要件を得る 4. その他()	1. 運行管理者 2. 補助者 3. その他	有・無	月 日 より3日間

*現在の職名欄中、「運行管理者」とは運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届出を行ったものとする。

*修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

****ご確認ください****

運行管理者試験を受験予定の方は、以下の□に✓を記入して下さい。

運行管理者試験センターへの受講名簿提出と基礎講習修了書(複写)の送付に同意する

①番の方：□ ②番の方：□ ③番の方：□ ④番の方：□

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定
総合交通教育センター福岡

DA ONGA **ドライビングアカデミー ONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427

一般講習 受講申込書

FAX

西暦 年 月 日

事業所名： _____

〒 _____

事業所の住所： _____

申込責任者名： _____

連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____

申込責任者メールアドレス： _____ @ _____

事業の種類 (該当するものに○)	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を含む)	その他 ()
---------------------	----	-------	------------------	------------

ふりがな (男・女)	事業所 (営業所) の名称	現在の職名 (○印をする)	手帳の有無 (○印をする)	受講希望月日
①番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
②番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
③番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日
④番 (西暦 年 月 日)		1 運行管理者※ 2 補助者 3 その他	有・無	月 日

※現在の職名欄中「運行管理者」とは、運輸支局長(沖縄にあっては陸運事務所長)に選任の届け出を行ったものとする。

* 修了書の作成間違い防止の為、氏名は丁寧に書き、また性別は○で囲んでください。

全日本トラック協会指定 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 各県トラック協会指定

総合交通教育センター福岡

DA ONGA **ドライビングアカデミー ONGA**

(株)おんが自動車学校

TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



基礎講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名 (営業所名) _____

〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先 (TEL) _____ ※ (FAX) _____

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会 ・ 佐世保市労働福祉センター
○講習時間 10時00分～17時00分 (最終日は 15時30分まで) ※手帳をお持ちでない方は写真 (3×24cm) 1枚をご用意下さい

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	希望する 講習の種類 (番号○印)	受講の目的 (番号○印)	講習手帳 の有無 (○印)	受講の情報 提供の同意 (☑印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 旅客 2 貨物	1 運行管理者試験受験資格 2 運行管理者選任要件 3 補助者選任要件 4 その他	有・無	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	月 日 ～ 月 日

- 注1) 個人でお申し込みの方は、事業所名欄に個人名を、事業所住所欄に本人住所を記入して下さい。
 注2) 「受講の情報提供の同意」とは、受験資格確認事務の円滑を図るため、運行管理者試験センターへの講習受講の情報提供を行なうものです。また、国土交通省へも受講情報を提供いたします。
 注3) 平成27年度から、旅客試験は旅客の基礎講習、貨物試験は貨物の基礎講習の受講が受験資格となります。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。
 ※講習会場は自動車学校ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

※ 申 込 先 ※



新 西 海 自 動 車 学 校

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



一般講習受講予約申込書

申込日 令和 年 月 日

(受付済印)

(フリガナ)

事業所名(営業所名) _____

〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先(TEL) _____ ※(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

○受付 9時30分～ ○会場 長崎県トラック協会・佐世保市労働福祉センター・サンスパおおむら
○講習時間 10時00分～16時30分 時津北部コミュニティセンター・有明文化会館・田平町民センター・佐々町文化会館
福江文化会館・鯨賓館・新西海自動車学校

事業所の種類 (○印をする)	バス	ハイ・タク	トラック	その他 ()
-------------------	----	-------	------	------------

フリガナ 受講者の氏名 (生年月日)	現在の職名 (番号○印)	運行管理者 選任年月日	指導講習手帳 の有無 (○印)	受講日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日
(昭和・平成 年 月 日)	1 運行管理者 2 補助者 3 その他	昭和・平成・令和 年 月 日	有・無	月 日


注1)「運行管理者選任年月日」欄中の「運行管理者」とは、運輸支局長に選任届けがなされている方です。

注2)運行管理者講習の受講の情報は、国土交通省に提供いたします。

※ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

※講習会場は開催日によって異なりますのでお間違いないようお願いいたします。

※申込先※



新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3 TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



第2回総務委員会の開催状況について

去る9月18日(水)13時30分から、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、委員12名が出席し、総務委員会を開催しました。

委員会は、事務局の開会で始まり、永野副会長の挨拶があり、議長に井石委員長を選出し、上程された議案について審議され、一部修正の意見が出され、それ以外は原案どおり承認されました。



田川副委員長・井石委員長



永野副会長



第2回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について

日時 令和6年9月25日(水) 12:35~13:20

場所 長崎市松原町2651-3「県ト協研修会館」

出席者 馬場会長ほか29名

協議事項

- (1) 新規加入事業者等の承認について
- (2) 令和6年度「トラックの日」の行事について(案)
- (3) 定款第14条に基づく業務報告について
- (4) 令和6年度近代化基金融資推薦について
- (5) 協会運営のあり方検討会(仮称)の設置について(案)
- (6) 適正化事業調査員規程(案)について



馬場会長

報告事項

- (7) 各種委員会の委員変更について
- (8) 令和6年度安全性評価事業の申請受付等について
- (9) 第38回長崎県トラックドライバーコンテストの結果について
- (10) 令和6年度運輸業界合同企業説明会について

その他

理事会は、浦川総務部次長の開会と定足数の報告で始まり、議長に馬場会長を選出し、上程された議案について審議され、原案どおり承認されました。



令和6年度 第1回 自動車運送事業者自動車無事故表彰について

九州運輸局では、九州内の自動車運送事業者の自動車無事故を達成させることにより、その保安の確立を期することを目的に標記表彰を行っており、今回は、トラック事業者8社、バス事業者6社の計14社が表彰を受けました。

長崎県内では、製罐陸運 株式会社（長崎市矢上町）と株式会社 東部運輸（佐世保市江上町）の2社が受賞となり、9月5日(木)に長崎運輸支局にて三木次長より製罐陸運 株式会社 塚本敏代表取締役と株式会社 東部運輸 古川智憲代表取締役に九州運輸局長の表彰状が伝達されました。



三木次長より表彰を受ける製罐陸運(株) 塚本社長



三木次長より表彰を受ける(株)東部運輸 古川社長



「引越基本講習・引越管理者講習」の開催状況について

引越専門部会では、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、9月9日(月)10時より、引越基本講習、10日(火)10時より、引越管理者講習を開催しました。

講習会は、基本、管理者ともに（公社）全日本トラック協会輸送事業部 **柴崎次長**より、引越業界の現状、クレーム対応、接客マナー、引越運送約款他について説明があり、管理者講習ではグループに分かれ、事例などの検討を行い各社の取組状況について発表を行い、大変有意義な講習になりました。



基本講習



管理者講習

高齢運転者安全運転研修の開催状況について

去る令和6年9月11日(水)西海市の新西海自動車学校において、標記研修を開催しました。

この研修は、長年の運転経験から無意識的に繰り返される運転上の不安定行動や、加齢に伴う運転技術の低下等について、適性検査や技能実習を受けることにより、安全に対する意識向上や行動改善に取り組み事故防止につなげることを目的とした、おおむね60歳以上の運転者を対象とした研修で、会員事業者16名が参加しました。

座学では、高齢運転者の事故の特徴や、加齢に伴う健康管理の重要性、飲酒運転による重大事故等についてデータや映像から学びました。また、運転性格診断で自己の性格を改めて認識すると共に、視力検査・視野検査を行い、視野障害に対する正しい知識を確認しました。

実技では、普通車や大型車・中型車等の日頃乗務している車種に乗車し、危険回避走行や隘路侵入走行等を行い、的確な認知・判断と適切なハンドル操作ができているか、定められた指定位置に安全かつ正確に駐車できるか、等を確認し改めて安全運転に対する意識向上が図られました。



令和6年度助成事業について

1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申請期間：7/1(月)～12/20(金)** ※免許等取得促進助成事業は**1/31(金)**まで
実績報告期限：2/21(金) ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3/19(水)**まで
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

2. 助成事業一覧

助成事業	概要	
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2(上限5千円/台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2(上限1万円/台)
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ③側方衝突監視警報装置 ④アルコールインターロック ⑤IT点呼に使用するアルコール検知器 ⑥トルクレンチ ⑦自動点呼機器
	助成金額	①②④⑤：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) ③機器価格(税抜)の1/2(上限10万円) ⑥取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑦導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)(上限10万円)
その他条件等	*②③は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 *③をトラック・トレーラに装着する場合は、トラックの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 *⑤は、IT点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 *⑥は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑦は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台	
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	対象機器・装置	全ての機器が対象 *協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台)
その他条件等	*Gマーク事業所におけるIT点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 *来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します	
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1(上限5万円/台)
SASスクリーニング検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和6.12.20 実績報告期限：令和7.2.21
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額(上限2,500円/人)
安全運転研修(ドライバー等安全教育訓練促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費(宿泊費等含)の全額又は一部及び交通費(離島地区外5千円、離島地区1万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日)：55,440円(受講料の全額)+交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 *受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 *②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000円)
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
初任運転者特別指導講習会	対象	特別指導教育(初任)の対象者
	助成金額	研修費の全額 年10回
	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
高齢運転者安全運転研修	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 *適齢診断を受診することが出来ます。 *講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
健康診断受診促進	申請期間	申請期間：令和6.7.1～令和7.2.21 ※令和6年4月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の1.2倍まで
	助成金額	運転者1名につき1,500円
	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成(交付)します。
安全性評価事業認定促進	申請期間	申請期間：認定公表から2週間以内
	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和6.4.1～令和7.3.19
	助成上限	当該事業所(県内営業所)に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者
運転記録証明書取得促進	助成金額	運転者1名につき670円

助成事業		概要
適性診断 (特定)	事業内容	適性診断(特定)の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和6.4.1~令和7.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800円 * 助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 (一般)	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成上限	1台まで
	助成金額	指定機器1台につき20万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック: 協調(県ト協、国、全ト協)
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間(県ト協)	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 * 令和6.4.1~令和7.2.21までに導入(支払)が完了するもの
	助成上限	1事業者1両まで
助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 ※お問合せ下さい。	
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット: 5,000円 (全額: 県ト協) ②エアヒータ: 機器価格の1/2 * 上限6万円 (全額: 全ト協) ③車載バッテリー式冷房装置: 機器価格の1/2 * 上限6万円 (全額: 全ト協)
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成金額	新規7万円、更新5万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成金額	保証料の1/2(県ト協: 1/4 全ト協: 1/4) * 一年度一事業者あたり上限20万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間等	申請期間: 令和6.7.1~令和7.1.31 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成金額	準中型新規: 4万円、準中型限定解除: 2万5千円、特例教習: 受講費用(税抜)の1/3(上限10万円)、 大型・中型・けん引: 取得費用(税抜)の1/2(上限: 大型15万円、中型・けん引10万円) フォークリフト: 31時間・35時間講習1万円、11時間・15時間講習5千円
	その他条件等	協会指定研修の受講(特例教習、フォークリフトを除く)
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成金額	受講料の2/3(県ト協1/3・全ト協1/3)
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間: 令和6.7.1~令和6.12.20 実績報告期限: 令和7.2.21
	助成金額	新規3万円、継続2万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習(一般)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者1名につき3,200円

令和6年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について

- 公募期間
令和6年4月1日~令和7年2月28日(期日厳守)
* 融資対象は、令和6年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)に投資されるものに限ります。
- 公募融資総枠: 6億円
- 融資限度額: 各融資制度において、それぞれ定めます。
- 融資利率: 商工中金所定の利率
- 融資推薦対象者: 会員事業者及び協同組合等であり、商工中金と取引資格があるもの。
- 取扱金融機関: 商工中金(長崎支店、佐世保支店)及び商工中金の代理店である信用組合
- 融資対象資金について: 消費税は対象となりますが、その他の税金、登録費用、保険料等は対象外です。
- 各融資制度の詳細は下表にてご確認ください。

* 協会HP (<http://www.nata.or.jp>) の助成事業ページにて申込書のダウンロードが可能です。

一般融資	ポスト新長期融資
<p>①融資対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流施設・福利厚生施設の整備に要する資金 ・事務機器の購入、設備の補修・改修に要する資金 ・荷役機械購入に要する資金 ・車両購入及び架装に要する資金 <p>※運転資金は対象外です</p> <p>②融資推薦限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員事業者: 2,000万円 ・協同組合: 4,000万円(一事業者あたり2,000万円) <p>※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。</p> <p>③利子補給率: 0.5%</p> <p>④償還期間: 10年以内(車両は5年以内とする)</p> <p>⑤必要な添付書類: 見積書原本等(施設の場合は、別途平面図・見取図等)</p>	<p>①融資対象事業</p> <p>ポスト新長期規制車導入に要する資金(代替を伴う必要はありません)</p> <p>②融資推薦限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員事業者: 4,000万円 ・協同組合: 4,000万円(一事業者あたり2,000万円) <p>※再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。ただし、NOx融資(受付終了)の残高を引継ぎます。</p> <p>③利子補給率: 0.5%</p> <p>④償還期間: 5年以内</p> <p>⑤必要な添付書類: 見積書原本等</p>

- その他: 制度利用にあたり様々な注意点がありますので、必ず申込み前に協会までご相談下さい。

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和6年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

【適性診断（初任・適齢）】 *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月,3月を除く）※開催予定表 A 参照
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

【初任運転者向け】

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【一般運転者向け】 *開催予定表 D

・安全運転研修（一般運転者コース）

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年5回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

【高齢運転者向け】 *開催予定表 C

・高齢運転者安全運転研修

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

※おんが自動車学校で開催する研修では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

診断・講習種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催	A 適性診断（初任・適齢）	23・24	22	25・26	10	20・21	18	1・2	20	9・10	15
	B (新西海)初任運転者特別指導講習会	25~26	23~24	27~28	11~12	22~23	19~20	3~4	21~22	11~12	16~17
	C 高齢運転者安全運転研修						11				
福岡開催	D (おんが) 一般・初任運転者貨物運転者研修		25~26		6~7		14~15	19~20			25~26
	全ト協指 一般・初任運転者	13~15		22~24					16~18		18~20
	添乗・指導管理者		18~20		20~22						
	一般・事故再発防止							26~28			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

お問合せ先

長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)
事業所名 (営業所名) _____

〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先 (TEL) _____ ※ (FAX) _____

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	生年月日 (年齢)			
1	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
2	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
3	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地: 長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

- ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
- ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
- 持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

- 受付時間 8:30 ~ 9:00
- 講習時間 9:00 ~ 17:30
- 持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)
- その他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。
・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校
※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会 会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社(店)従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース (希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。研修日程は同じです。)

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、**上記1の研修No.を記入**してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢 歳	生年月日 年 月 日	採用 年月日 年 月 日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です 希望する・しない 指導要領:要・不要
					研修No.	講習日	
	男		年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領:要・不要
	女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領:要・不要
	男		年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領:要・不要
	女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領:要・不要

※交通費助成申請 該当地区に、印をつけてください。

離島地区外: 5千円 離島地区(五島、上五島、壱岐、対馬): 1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料(55,440円)に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA(おんが自動車学校) FAX 093-293-2427**

※ 研修のご案内は、研修日の1週間前(前週の金曜日)にFAXにてお送りいたします。

※ 初任診断で指導要領(管理者用)が必要な場合は別途、発行料金(200円)をいただきます。

○事務処理欄(記入しないでください。)

受付印

自分自身、管理者として、二度と起こしたくないと思った体験があります。あれは7年前の4月25日 AM1:00の深夜、私に一本の電話がありました。

「常務！Mさんが荷卸し中に倒れて、心肺が停止しています！」

という当社のドライバーからの一報で受けた時は、何が起こったのか分からない状況でした。その時連絡をくれたドライバーからの、「Mさんの顔色が紫色に変色している」という話から、大阪の市場内での緊迫した時間が想像されました。

大阪市場にはAEDが常備されており、そのAEDを使用して緊急病棟へ搬送されたことを、ドライバーが倒れてから1時間後に教えてもらいました。

次の日の朝、ドライバーMさんの家族を会社に招き、現状を報告し、次のアクションとして私とMさんの身内とで急いで大阪の病院に向かいました。

病院に着くと集中治療室に移動され、全身に管が巻かれて寝ているMさんの姿を目の当たりにしました。その姿を見た時の背筋が凍りつく感覚を今でも覚えています。

彼は糖尿病を患っており、医者には定期的に通っていたため、心のどこかでは安心して

いましたが、この状況を見た時に、もっと適切なアドバイスができていれば、今回のような状況を未然に防ぐことが出来たのではないかと感じる部分が多くありました。

医師からの話では、心肺停止が5分以内であったこと、AEDを使用しての適切な処置があったことが最悪な状況を免れた要因でした。

また、大阪市場内から搬送された病院まで距離が短かったことで緊急手術がすぐに施すことができたことも、一命をとりとめることが出来た要因でした。

心肺停止という最悪の状況の中で、運の良い状況が重なったお陰でドライバーの一命をとりとめることが出来たのが、本当に幸運であった

と感じました。

Mさんには、その病気の後も定期的に病院に通い、適切なアドバイスを受けながら継続的に働いていただいております。

日本においてトラックドライバーは、脳・心臓疾患による過労死や健康起因事故が多い職種です。

またトラックドライバーは、脳・心臓疾患リスクである高血圧症、肥満、高脂血症、糖尿病に関連する項目の定期健診での有所見率も高いという結果が出ています。

その要因の一つとして、ドライバーの健康障害および過労状態と有意な関連のある夜間早朝勤務への従事や、夜間運転の負担の重さがあると示唆されています。

その過酷な労働状況ゆえ、長距離トラックドライバーには、年2回健康診断の受診が義務付けられています。人の身体は、様々な環境によって変化していきます。医師の診断で、病気の根源をいち早く見つけ、長くドライバーを続けられる環境を整えていくことも、管理者として必要不可欠な役割です。

現在の長距離ドライバーは、高齢化が進んでいる状況もあり、健康起因による事故が後を絶ちません。仮に運行している状況下で急に体調が悪く

なり、気を失ってしまった場合、取り返しのつかない大事故へと繋がっていくこともあるため、もし今回のドライバーのMさんが、運転中に意識を失っていたらと思うと身の毛のよだつ恐怖を感じました。

これからもトラックドライバー全員に長く務めていただくために、毎年2回の健康診断の受診とその健康診断結果からの産業医のアドバイスを受けさせていきます。

そして、健康起因によるリスクを極力減らし、社員の命を守っていくことが、その家族の生活を守ることに繋がることを肝に銘じて、ドライバーの健康を確りと管理していきます。

ドライバー体験記

ドライバーの健康管理と 管理者の使命

(東北)宮城エクスプレス(株)

宇都宮光博





安全衛生推進者のための 労働災害防止対策セミナーの開催状況について

陸災防長崎県支部では、令和6年9月12日(休)長崎県トラック研修会館において標記セミナーを開催し、25名が参加しました。

講師である陸災防本部の田畑裕司安全管理士により、労働安全衛生関係法令に基づき災害発生状況や安全衛生推進者の職務、また管理規程等の実例を交えた説明があり、今後の資質向上への足掛かりとなる有意義なセミナーとなりました。



田畑安全管理士



※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号&ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushujpnecat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号&ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28

電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

○フォークリフト運転業務従事者安全教育
○作業指揮者講習
○積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

陸災防福岡県支部
092-431-1604
http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

【厚生労働省】

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和5年度の監督指導結果について

厚生労働省は、令和5年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめ、監督指導事例等と共に公表しました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等を対象としています。

対象となった26,117事業場のうち、11,610事業場（44.5%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、5,675事業場（違法な時間外労働があったもののうち48.9%）でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】（令和5年4月～令和6年3月）

- 1 監督指導の実施事業場：26,117事業場
- 2 主な違反内容 [1のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - (1) 違法な時間外労働があったもの：11,610事業場（44.5%）
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：5,675事業場（48.9%）
うち、月100時間を超えるもの：3,417事業場（29.4%）
うち、月150時間を超えるもの：737事業場（6.3%）
うち、月200時間を超えるもの：35事業場（0.3%）
 - (2) 賃金不払残業があったもの：1,821事業場（7.0%）
 - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：5,848事業場（22.4%）
- 3 主な健康障害防止に関する指導の状況 [1のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したものの：12,944事業場（49.6%）
 - (2) 労働時間の把握が不適正なため指導したものの：4,461事業場（17.1%）

公表内容の詳細につきましては、次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41656.html

【厚生労働省】

トラック運転者を使用する事業場に対する令和5年の監督指導、送検の状況について

はじめに

厚生労働省は、全国の労働基準監督署等が、令和5年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）や送検等の状況を取りまとめました。

この取りまとめの中から、トラックの自動車運転者を使用する事業場に対して行われた監督指導や送検の状況について紹介します。

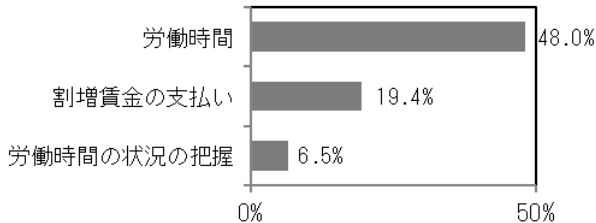
1 監督指導の状況

(1) 労働基準関係法令の主な違反内容

※表中の（）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

監督実施事業場数	2,928
労働基準関係法令違反事業場数	2,389 (81.6%)

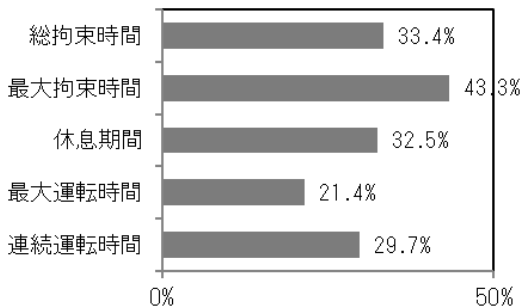
主な違反内容（労働基準法）



(2) 改善基準告示の主な違反内容

監督実施事業場数	2,928
改善基準告示違反事業場数	1,706 (58.3%)

主な違反内容（改善基準告示違反）



(3) 過去3年間の監督指導状況

	令和5年	令和4年	令和3年
監督実施事業場数	2,928	3,079	3,037
労働基準関係法令違反事業場数	2,389	2,549	2,465
改善基準告示違反事業場数	1,706	1,790	1,754

(4) 監督指導の事例

長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守を指導

【概要】

■ 長距離輸送を行っているトラック運転者（10名）に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた延長時間（1か月当たり90時間）を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大152時間）が認められた。

■ 改善基準告示に関しては、①1か月の総拘束時間（293時間）を超えていること、②1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、③勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えていないこと、④運転時間が2週間で平均して1週間当たり44時間を超えていることが認められた。

【労働基準監督署の対応】

■ トラック運転者に、36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせていたことについて、労働基準法違反として使用者に是正勧告し、時間外労働を1か月当たり80時間以下とするよう指導した。

■ トラック運転者に、①1か月の総拘束時間（293時間）を超えていたこと、②1日の最大拘束時間（16時間）を超えていたこと、③勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えなかったこと、④運転時間が2週間で平均して1週間当たり44時間を超えていたことについて、改善基準告示違反として使用者に是正勧告した。

【その後の会社の対応】

■ 管理者が、各トラック運転者について、

陸運と安全衛生 No.666

月の途中の実績から、1か月当たりの時間外・休日労働時間数を推計し、1か月当たり80時間を超えるおそれのある者の業務を他の労働者に行わせるなど業務量の調整を行い、特定の者に業務が集中しないよう平準化を図ることとした。

- 荷主に対し、長時間の荷待ちが生じないよう使用者が要望したところ、
 - ・ 荷積作業の迅速化を進めるため、荷主が荷役作業員を増員する
 - ・ 遠方への運搬が予定されている場合には、荷主が優先的に荷積みを行うよう配慮する
 などの措置が講じられ、荷待ち時間が1時間以上短縮された。
- 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が293時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

2 送検状況

- (1) 令和3年から令和5年までの3年間において重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数

令和5年	令和4年	令和3年
45	44	43

- (2) 送検事例

違法な時間外・休日労働を行わせた疑いで、トラック事業者を送検

【捜査経過】

- トラック事業者の営業所に監督指導（立入調査）を実施したところ、長距離輸送を行っているトラック運転者（1名）に対し、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定める延長時間（1か月当たり127時間）を超えて違法な時間外労働（1か月当たり最大185時間30分）を行わせていたことが発覚した。
- 当該営業所に対しては、過去に複数回違法な時間外労働について労働基準法第32条違反を是正勧告していたが、直近においても同様の実態が認められたため、捜査に着手した。

【被疑事実】

- 事業場（法人）及び運行管理者について36協定で定める延長時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

[違反条文]

労働基準法第32条（労働時間）違反

トラックの荷台への積込作業中、作業指揮者を定めていなかった疑いで、トラック事業者を送検

【捜査経過】

- 自社の敷地内において、クレーンで吊り上げた鉄骨の吊り具が外れて鉄骨が落下し、トラックの荷台で補助作業を行っていたトラック運転者に直撃し死亡したことから、監督指導（立入調査）を実施した。
- トラック運転者に、重さ約2tの鉄骨をトラックの荷台へ積み込む作業の補助を行わせるに当たり、当該作業を指揮する者（作業指揮者）を定め、作業を直接指揮するなどの措置を講じなければならないのに、作業指揮者を定めず作業を行わせていたことが発覚したため、捜査に着手した。

【被疑事実】

- 事業場（法人）及び管理部次長について荷の重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業を行わせるに当たり、当該作業を指揮する者を定めていなかったこと。

[違反条文]

労働安全衛生法第21条違反

労働安全衛生規則第151条の70（積卸し）

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施し、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

さらに、令和4年12月から、トラック運転者の長時間労働の是正のため、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。

【新連載】書類送検の違反条文に学ぶ（第1回）

労働基準関係法令違反について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

本連載では労働基準関係法令違反で書類送検された違反条文について、どのような対策（措置）をしなければならなかったかを「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を基に確認していきます。今回は、労働基準関係法令違反について確認します。

【労働安全衛生法】

我が国の労働安全衛生関係法令は、労働安全衛生法（第1条(目的)～第122条(罰則)）とともに、具体的事項を定めた政令の労働安全衛生法施行令、省令の労働安全衛生規則で構成されています。このほか、ボイラー・クレーン等の危険な作業、有機溶剤作業、または酸素欠乏症予防等の有害な作業ごとに定めた特別規程を含めると膨大なものとなります。これらの法令は、“先人の血で書かれた文字”ともいわれ、労働災害の犠牲となった従業員（労働者）の思いが反映されているといわれています。

【労働基準法】

労働条件の原則や決定についての最低基準を定めた法律です。

【最低賃金法】

賃金の最低額を定める法律です。

【労働基準関係法令違反事案の公表】

平成28年から厚生労働省は、労働基準監督署が労働安全衛生法、労働基準法、最低賃金法等の違反で書類送検（労働基準監督官が捜査した事件の書類を検察官に送致すること）したうち、一部の事案概要をホームページに掲載し、原則1年間公表しています。公表した事案は、重篤な事故を契機に捜査されているものが多数を占めています。

表-1は令和5年3月から令和6年2月公表分の事案（全産業）で、法令名ごとに主要違反条文の概要を示します。

全産業の公表事案388件のうち、労働基準関

係法令名ごとの内訳は、労働者の労務管理上の問題とした労働基準法違反が66件(17.0%)、定期賃金未払い等最低賃金法違反（賃金未払いは、相対的に処罰が労働基準法より重い最低賃金法で送検）が37件(9.5%)、労働安全衛生法違反が285件(73.5%)でした。このうち陸運業関係では、無資格者による就業制限業務違反、フォークリフト等に係る作業計画未作成、立入禁止未措置等が挙げられました。これら違反条文に関する原則的対策は、次回以降に確認していきます。

【労働災害発生時の四重責任】

労働災害を発生させた場合は、一般的に、①刑事責任、②民事責任、③行政処分、④社会的責任の4つの責任（四重責任）が事業者に課される可能性があります。

- ①刑事責任 労働安全衛生法に違反したとき、罰金等が科せられるほか、刑法の業務上過失致死罪等に問われることがあります。
- ②民事責任（民事損害賠償責任） 労働災害は労災保険から補償が行われますが、慰謝料などは補償されないため被災労働者や遺族から、民法の不法行為責任、使用者責任などによる賠償金を請求されることがあります。
- ③行政処分 違反の程度にもよりますが、事業者に対して指名停止処分や事業の免許の取消し、機械等の使用停止処分などがあります。
- ④社会的責任 労働災害の発生のほか災害発生を端緒として労働基準監督署（労基署）の捜査により送検された報道・公表等によって、社会的信用の失墜につながり、取引停止、契約解除、事業縮小、廃業等に至るおそれもあります。

表-1 労働基準関係法令違反に係る公表事案（令和5年3月1日～令和6年2月28日公表分）計388件

法令名		送検数	違反条文の概要
全産業	労働基準法違反	66件	時間外・休日労働協定未締結、同労働に対する割増賃金の未払い、協定超えの長時間労働、就業規則未周知、労働条件通知書未交付等…
	最低賃金法違反	37件	定期賃金未払い→最低賃金未払い
	労働安全衛生法	285件	
	陸運業関連	33件	就業制限（無資格）、作業計画未作成、立入禁止未措置、保護帽未着用…

災害事例
と
その対策

トラック荷台からの墜落災害 - 安全な昇降設備を使用しましょう! -

1 事業の種類

一般貨物自動車運送業
(事業場規模: 10人以上50人未満)

2 発生日時: 3月 午後8時30分頃

3 発生場所: 積卸し先の敷地(屋外)

4 被災者: 運転手 58歳

5 傷病の程度: 右肩甲骨骨折、休業2か月

6 災害発生状況

被災者は、翌日の荷役作業に備えるため、10tの冷凍車を積卸し先の敷地(屋外)に停車させた。そして、観音扉を開けて荷台(高さ1.2m)に上がり、手積みされた段ボール箱のズレを整えた後で、荷台から降りようとした。その際、リアバンパー(高さ60cm、幅は中央部分で40cm)に足を乗せたところ、バランスを崩し転落して、アスファルトの地面に右肩を強打したもの。

被災者は、樹脂製サンダルを履いていた。また、会社から飛来落下用の保護帽を支給されていたが、それを着用していなかった。

なお、当日は雨天であり、夜間であったが庫内はLEDライトで明るかった。

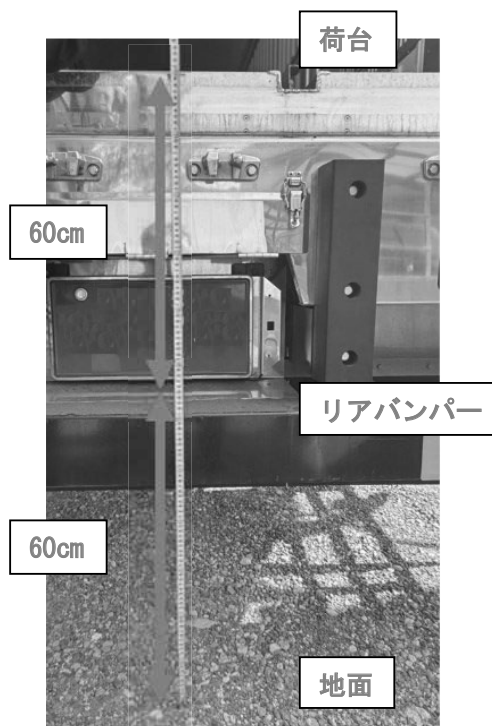
7 災害原因

- (1) 当該トラックに設置されていたリアバンパーは、荷台からバンパーまでと、バンパーから地面までの段差がともに60cmと離れすぎていて、安全な昇降設備とは認められないにもかかわらず、リアバンパーに足を乗せて降りようとしたこと
- (2) 当該トラックには、昇降の際に三点支持ができるグリップが備え付けられていなかったこと。
- (3) 被災者は、樹脂製サンダルを履いており、かつ、雨天で滑りやすかったこと
- (4) 墜落時保護用の保護帽を着用させていなかったこと。
- (5) 日頃から発荷主先、着荷主先においては、トラックをバースに着けて荷役作業を行っていたので、荷台への昇降設備を使用していなかった。そのため、バース以外の場所における可搬式の昇降設備の

使用方法について、関係労働者に安全教育をしていなかったこと。

8 再発防止対策

- (1) 当該トラックの荷台に昇降する際には、可搬式の昇降設備(地面から踏面(2段以上の場合は段差ごと)の段差が50cm以内のもの)を使用すること。
なお、反復・定例的に荷役作業を行う荷主等には、安全な可搬式の昇降設備を用意してもらうよう、当該荷主等と協議することが望ましい。
- (2) 可搬式の昇降設備は、昇降時における三点支持を確保するため、手すり付きのものを使用すること。
- (3) 耐滑性がある安全靴又はプロテクティブスニーカーを履くこと。
- (4) 墜落時保護用の保護帽を着用すること。
- (5) バース以外の場所におけるトラック荷台への昇降方法について、関係労働者に対して安全教育を実施すること。



荷台、リアバンパー及び地面の位置関係

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



九ト交協の取扱商品

自動車共済

～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大**70%**の優良割引

デジタコ搭載車は**2%**割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる**一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両**5台以上**のご加入で**一括契約割5%**

契約台数に応じた**多数契約割引**!!

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

自賠償共済

～長崎県下10社の代理店～

損害保険

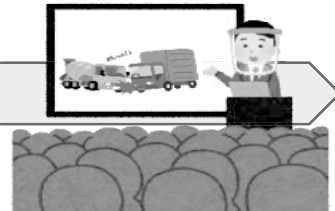
～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動

～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当

～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



安心のロードサービス

～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。

～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえるとと思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助けがありました。

CASE 2

■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

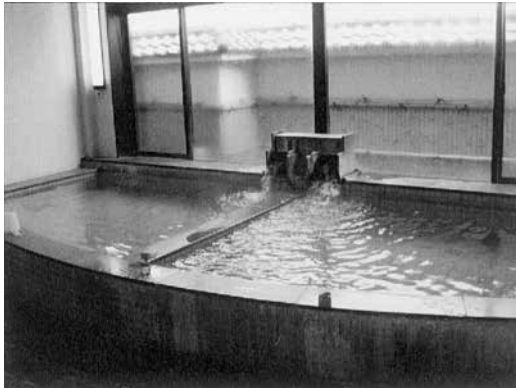


シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です!



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください!



7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………850円(税込)
- かつ丼……………900円(税込)
- 中華飯……………830円(税込)
- トンカツ定食……………1,200円(税込)
- エビフライ定食……………1,300円(税込)
- カツカレー……………1,000円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含) …… 40台
- 中型トラック…………… 5台
- 小型トラック・普通自動車 …… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つ下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご利用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村、佐藤) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

☑ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人のできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	★ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1

事業者名		※貸出確認 本	※受付
担当者名	TEL: - -	※返却日 /	
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

FAX: 095-839-8508

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	※363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	※242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	チャート紙 ご希望品番に注文数を ご記入ください	KM26-120-2C	M24-120K	1個	660
		L7-120	L7-140		
		その他 ()			

※令和5年4月1日より変更

受領方法 協会にて受け取り(月 日 来協予定) 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい	<input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付	<input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付
請求書送付先	〒 -	* 上記送付先と異なる場合はご記入ください	

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 ”長崎県トラック協会ホームページ”→”会員用コンテンツ”→”九州運輸局HP・該当ページ”より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

(公社)長崎県トラック協会(担当: 本村)

TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日 /
	確認	

合計金額	入金日 /
------	----------

日本の明日を支える仕事

トラックは個人宅はもちろん、スーパー、コンビニ、企業、学校、病院、公共機関など、あらゆる場所へ、あらゆるモノを運んでいます。災害時の緊急・救援輸送も大切な仕事です。日本のために活動する大勢の人を支え、当たり前の日常を守り、未来へつなぐ！それがトラックドライバーの使命です。

 公益社団法人
全日本トラック協会

10月9日は
トラックの日

くらし トラックは生活と経済のライフライン

(公社)北海道トラック協会
(一社)茨城県トラック協会
(一社)山梨県トラック協会
(一社)静岡県トラック協会
(公社)奈良県トラック協会
(一社)徳島県トラック協会
(公社)熊本県トラック協会

(公社)青森県トラック協会
(一社)栃木県トラック協会
(公社)新潟県トラック協会
(一社)愛知県トラック協会
(公社)和歌山県トラック協会
(一社)香川県トラック協会
(公社)大分県トラック協会

(公社)岩手県トラック協会
(一社)群馬県トラック協会
(公社)長野県トラック協会
(一社)三重県トラック協会
(一社)鳥取県トラック協会
(一社)愛媛県トラック協会
(一社)宮崎県トラック協会

(公社)宮城県トラック協会
(一社)埼玉県トラック協会
(一社)富山県トラック協会
(一社)滋賀県トラック協会
(公社)島根県トラック協会
(一社)高知県トラック協会
(公社)鹿児島県トラック協会

(公社)秋田県トラック協会
(一社)千葉県トラック協会
(一社)石川県トラック協会
(一社)京都府トラック協会
(一社)岡山県トラック協会
(公社)福岡県トラック協会
(公社)沖縄県トラック協会

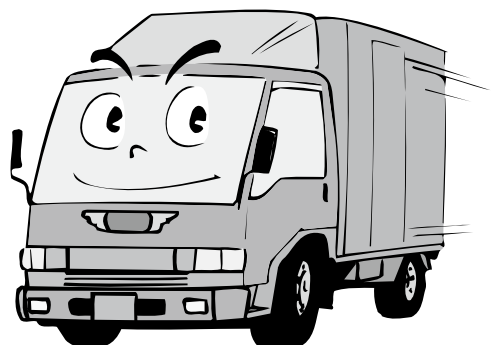
(公社)山形県トラック協会
(一社)東京都トラック協会
(一社)福井県トラック協会
(一社)大阪府トラック協会
(公社)広島県トラック協会
(公社)佐賀県トラック協会

(公社)福島県トラック協会
(一社)神奈川県トラック協会
(一社)岐阜県トラック協会
(一社)兵庫県トラック協会
(一社)山口県トラック協会
(公社)長崎県トラック協会

慣れた道

その安心感が

事故のもと



(関東) 柴又運輸株

森田 剛史

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和5年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「未来」を思い、想像と創造の力で
ISUZU

**もっと走れる
明日のために。**

夢から、現実から、想像から、未来に向けて。
この理想を達成し、新たな日々を生きた。『未来』という数値化されたビジネスにおいて、トラックに求められる様々なニーズを。
先進の装備やテクノロジーで早期に故障、低減し、より豊かな安心を生み出します。
日々ながら、もっと走れる、いすゞとなら、もっと走れる。もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■長崎支店 〒851-0103 長崎市中里町1622番地1 Tel. 095-839-7500
■佐世保支店 〒859-3241 佐世保市有徳町188番地1 Tel. 0956-59-3141
■島原営業所 〒859-1412 島原市有明町大三東乙84番地1 Tel. 0957-69-0500

Quon
人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

MITSUBISHI FUSO

日野プロフィア(大型トラック) 日野レンジャー(中型トラック) 日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133 長崎市矢上町53-1 TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1637
佐世保支店 / 〒857-1161 佐世保市大塔町1979-24 TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415 島原市有明町大三東乙88-1 TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

長崎支店 / 長崎市小瀬戸町809-33 TEL:095-834-4661 島原支店 / 島原市前浜町乙62-1 TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5 TEL:0956-31-9311 諫早支店 / 諫早市小船越町571 TEL:0957-23-5588